

第21回議会のあり方等検討特別委員会議事概要

日時：平成22年2月22日（月）

午前9時から

場所：第1委員会室

【竹井委員長】 おはようございます。

3月定例会がこの週末から始まる大変慌ただしいときに、それもまた9時からということで大変お忙しい中、また、早朝よりあり方検討委員会へ御出席いただき、大変ありがとうございます。昼からの自治会連合会との懇談会の準備が少し欲しいということでありましたので、いつもより1時間早く開催をさせていただきました。

この2月でほぼ2年になろうとしておりまして、先週、お手元のほうにもきょうの議論の条例案部分を提出させていただきましたけど、一応いよいよこれで最後の部分が議論をさせていただくこととなります。できれば、私のほうから言うと大変失礼ですけども、きょうの会議でほぼ条例原案については皆様のほうの議論は終了していただきたいなど。一応ここで議論をしていただきまして、まとめれば締めさせていただいて、条例原案として3月一月をかけて少しいろいろ精査する必要もありますので、そんなふうな流れで考えております。2時間という時間でありまして、ぜひ皆様には熱心な議論をちょうだいいたしまして、何とかきょうの会議で残りの議論が終わるような形でいろいろ御協力を賜ればというふうに考えております。

それでは、座ってやらせていただきます。

それでは、お手元の事項書によりまして会議を進めさせていただきます。

まず、第1番目、第20回特別委員会の議事概要及び決定事項の確認について、事務局より報告をいたさせます。

西川局長。

【西川事務局長】 それでは、去る1月27日に開催されました第20回の議会のあり方等検討特別委員会における決定事項等について説明させていただきます。

まず、12月25日に開催されました第19回特別委員会の議事概要の確認でございます。

す。議事概要につきまして、いずれの委員からも意見等の申し出はございませんでしたので、議事概要は原案のとおり確定いたしております。

次に、第20回特別委員会の決定事項といたしまして、(1)でございますが、訂正案第4条第2項と第12条の規定内容の整合につきましては事務局で整理し、次回の特別委員会で議論するということでございます。また、訂正案の第4条につきまして、第2項を除き、訂正案を原案とするということでございます。

続きまして、(2)でございますが、第5条の議会の責務を全面削除し、同規定を前条の第4条第1項に置くということでございます。

(3)でございます。原案の第8条から第10条までの3条につきましては、訂正案を原案とするということでございます。

(4)といたしまして、原案第5章と第15条につきましては、名称を除き、規定内容につきましては訂正案を原案とするということでございます。

それから、(5)でございますが、第6章、政務調査費におきましては、各項の条文の主語「会派及び議員は」に関しまして、他都市の用例を調査し、次回の特別委員会で議論するでございます。なお、その他の記述につきましては、訂正案を原案とするということに決定いたしております。それから、政務調査費でもう一点でございますが、積極的な公表制度の導入を検討するということでございます。

最後に、(6)でございますが、本日の特別委員会の日程調整でございます。

以上が前回の特別委員会におきまして決定された事項でございます。

【竹井委員長】 ただいま事務局長から第20回のあり方等検討特別委員会における決定事項について報告をいただきました。これに基づきまして、きょうの条例議論についてはこれに関連する部分がございますので入らせていただきたいというふうに考えております。

それから、また、お手元に議事概要が配付されておりますので、また従来どおり各委員の方で読んでいただきまして、調整等がございましたら従来どおり事務局のほうにお申し出いただくようお願いをいたしたいと思います。

第1の項の議事概要及び決定事項の確認について、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 それでは、第2項の議会基本条例の作成についてを議題とさせていただきます。

ただいま事務局からも報告がありましたように、何力所かいろいろ整理する部分等ございますので、お手元に先週配付をさせていただきました新旧対照表に基づきまして、今回の内容について事務局より報告をさせていただきます。

西川事務局長。

【西川事務局長】 それでは、お手元に配付させていただきました亀山市議会基本条例新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

2枚めくっていただきまして、5ページをごらんいただきたいと存じます。

いつものように、この資料につきましては、表の左側の列は原案、それから、真ん中の列に訂正案、一番右側の列に訂正理由をそれぞれ記載いたしてございますので、これはいつもと同じでございます。

それでは、まず、原案の第4条でございます。これにつきましては、原案の第12条との表現を整理するという決定をいただいておりますので、その整理した内容でございますが、まず、第4条第2項でございますが、これ、原案では、「議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、市長その他の執行機関の市政運営状況を監視すること」ということでございますが、これと12条との整合でございますが、これを三重県型の表現に改めております。

それから、次に整理いたしました点といたしましては、訂正案の5項を見ていただきたいんですが、これを除きまして、2項から第7項までの規定の末尾を「運営に努めなければならない」、例えば議会運営に努めなければならないとか、委員会運営に努めなければならない、このように「運営に努めなければならない」という用語に末尾を統一いたしております。

次に、原案の3項を見ていただきたいんですが、原案には主語がございませんので、これに主語を補いまして、「議会は」という主語を補ってございます。

次をめぐっていただきたいと存じます。

第4章、議会と市長の関係、第10条、市長等の提案説明でございますが、訂正案では、これは前回の特別委員会に提出いただいたところでございます。そこで、変わったところと申しますのは、予算及び決算の重要性をかんがみまして、第2項を新たに追加いたしております。

同じく、次の第11条、法第96条第2項の議決事件につきましては、これは基本構想に基づく総合計画というふうになっておるんですが、この記述は誤りでございました。申

しわけございません。総合計画には基本構想と基本計画を含んでいますことから、「総合計画」とありますのを「基本計画」に改めるというものでございます。

それから、次をめくっていただきたいと存じます。

続きまして、第5章及び第15条の名称でございますが、訂正案ではいずれも議員間の自由討議に改めております。自由討議というふうにした理由といたしましては、より幅広い自由闊達な討議をイメージしていただけるのではないかというふうに考えました。

次に、第16条でございます。政務調査費の執行及び公開でございます。ここでは大きな訂正事項としては3つございます。

まず、第1点目といたしましては、第1項に政務調査費の目的を追加しております。

第2点目といたしまして、原案では「会派及び議員」とありますが、他の都市ではどのような表現になっているのかを調査するようという指示が前回ございました。その調査結果としては、別紙に調査表を提出させていただいております。後ほど説明させていただきたいと存じます。訂正案では、政務調査費の交付に関する条例、これは当市の政務調査費の条例でございます。これと全く同じ表現といたしております。

次に、第3点目でございます。公表の関係ですが、収支報告書及び会計帳簿の閲覧は公表としております。ただし、条文にはあらわれていないんですが、領収書等の証拠書類の閲覧とか、コピー等については情報公開条例の手続を行っていただくという内容が後ろに隠れているということになります。

引き続きまして、第19条、議員報酬でございますが、訂正案では、条例改正案の提出権限が市長、さらには市民の直接請求による場合がございますので、これらの点を明確にいたしております。また、原案では「専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度の活用」というふうに規定いたしておりますが、訂正案ではこれらの表現を「専門的知見等」というふうにまとめております。議案の提出者につきましても「委員会又は議員」というふうにいたしております。ただし、委員会の議案提出につきましては、会議規則の第13条の改正が必要となっております。

最後に、次のページでございますが、第10章、補則でございます。第24条、条例の検証及び見直し手続につきましても、原案では、第1項におきまして、検証を議会運営委員会が行うというふうになっておりますが、前ページの第20条の継続的な議会改革の推進を行う議会改革推進会議が明記されておりますことから、これらの関係がございますので、訂正案では条例上では検証をどこで行うかということは明らかに指定しないというふ

うに改めております。また、それに伴いまして、条文につきましても第1項と第2項を合わせて整理いたしております。

以上で、提出資料、亀山市議会基本条例新旧対照表の説明を終わらせていただきます。

それでは、続きまして、お手元に配付させていただきました政務調査費についての資料の説明をさせていただきます。条例案第16条の政務調査費の規定もあわせてごらんいただきたいと存じます。

この資料の左の第1列目は先進自治体の名前となっております。2列目は条例案第16条の政務調査費の執行及び公開を行う行為者、主体となっております。第3列目は考え方を記載いたしております。

一番上の三重県でございますが、三重県は政務調査費が会派と議員個人に重複して交付されておりますことから、表現を「会派及び議員」というふうに記載されております。

そのほか、伊賀市、栗山町、島田市につきましては、議員に対して政務調査費が交付されているということから、「議員」という表現を使用しております。

流山市でございますが、流山市におきましては、会派所属議員につきましては会派に対し、いずれの会派にも所属していない議員につきましては議員個人に交付されるということから、表現では会派に所属しない議員に合わせて、表現を「議員」というふうに記述しているということでございます。

出雲市につきましては、1人の場合も会派というふうにみなしてみえます。当市と同じケースでございます。基本条例と政務調査費とは別々のものというふうに考えて、「議員又は会派」という表現をしたというふうにお聞きいたしました。

小松島市につきましては、特に基本条例と政務調査費の交付に関する条例との整合性というものは考えなかったということでございます。

以上が資料、政務調査費についての説明でございます。

【竹井委員長】 ただいま、きょう御議論をしていただきます条文についての説明を事務局よりいたさせました。順を追って皆様のほうの議論をちょうだいいたしたいと思いません。

まず、考え方の中で、4条と12条の関係で4条のほうを整理いたしましたので、少し12条のほうも見ていただきながら、まず、4条について御意見をいただきたいと思いません。特に2のところでは執行機関の監視のみというふうな表現だけでございましたので、もう少し監視の幅を広げたらどうかというふうな前回の議論や、それから、12条との関係

もございましたので、改めて2案として三重県の内容をちょっと中心に、政策立案及び政策提言を行う機能というものも議会運営の原則に追記をさせていただきました。そこがまず1点です。

それから、あと、努めなければならないというふうに、すべて文章については同じような表現にしようということで、議会運営の原則の中では努めなければならない、ここも表現の強弱がございますので、皆さんのほうのまた御意見をちょうだいいたして、まず、4条について御意見があれば、各委員の方から御発言をお願いいたしたいと思います。追記をさせていただきましたけど、その辺、どうでございますか、少し厚盛りをしたという格好になっておりますが。議会側の監視機能の中に追加されますので、我々の仕事としては今よりもっとシビアになるというふうなことでうたわせていただいております。

【服部副委員長】 言葉の問題やけど、「十分発揮されることができる」って回りくどい言い方やね、これ。例えば「十分発揮できる」であかんのやろうかな。十分発揮されることができる。

【竹井委員長】 今、服部副委員長のほうからの「されることができる」と、少し回りくどいのではないかという、多分、下を見ますと、下も「反映させることができる」、それから、6のところもちょっと感じの、どっちを使うかは別にしまして、これも「発揮されることができる」と、二重にかぶっているという表記になっていますので、「発揮できる」というふうにもうちょっとコンパクトに、多分これで語句が強くなるんだろうと思いますが、「努めなければならない」というふうに末尾のほうはそういう形になっておりますので、少しここはコンパクトなほうが読まれる方もわかりやすいのではないかなというふうな感じも持ちます。御意見を少しちょうだいしたほうがいいかなと。

まず、事務執行の監視・評価にあわせて、政策立案、提言を行う機能というものを議会も持ちなさいよというふうに1項追加させていただきましたが、これについてはよろしゅうございますか、こういう考え方。我々としては少し重荷をしょうことになりませうけれども、議会運営の原則ですので、余り監視だけではだめだろうということで我々の仕事も追加をさせていただきました。よろしゅうございますかね。ここの考え方だけです。特段御意見がなければ、こういう形で政策提言機能というものも1項追加をさせていただきたいというふうに思います。

それから、「されることができる」という表現、少し確かに回りくどい表現ですが、ここはまた事務局と調整をして、できるだけシンプルなほうに。

宮村委員、どうぞ。

【宮村委員】 議会が働きかけるというか、議会が中心ですので、副委員長と同感で、回りくどいことは要らない、我々がするんやから。されるって、お互いがされるってどうかなと思うんです。いいんじゃないですか、それで。

【竹井委員長】 今、宮村委員からも、主体は議会にあるので、「されることが」という他人的な言い方ですので、我々の意思として発揮できるというふうな、そうなりますと、あとの残りのところも「反映できる」とか、同じようにそこも関連して修正が要りますので、またここについては我々の意思ということの表現ということで、「されることが」という部分については削除したものでつくらせていただきたいと思いますというふうに思います。

あと、「努めなければならない」というふうにさせていただきました。「運営されなければならない」という表現があったのを「運営できるよう努めなければならない」というふうに、同じような表記ですけれども、努力義務でもない、努めなければならないということ自体が努力義務みたいに聞こえますけれども、少しそういう表現のほうでトーンについては書かせていただきたいと思いますという提案でございます。これはよろしゅうございますか、こちら辺の表現方法。

小坂委員、どうぞ。

【小坂委員】 1項が「果たさなければならない」、あとはすべて「努めなければならない」、トーンが違う、2、3、4、5、6の整合、「努めなければならない」と。1項だけは「果たさなければならない」、ここのニュアンスが違うと思うんです。字句のあれなんやけど、本当は全部果たさなきゃあかんよ。努めだけでええのかという問題がある。1項だけは果たせ、あとは努めなければならないと、トーンがちょっと違う。できるものなら果たすべきであることばかりなんで、努めるだけでええのかということとなるので、2項以降はちょっとトーンが違う、この辺のトーンの整合性ということが。

【竹井委員長】 大変貴重な御意見、少し理事懇の中でもトーンをどうしようかということで、若干「努めなければならない」というトーンに変えさせていただきました。1項のところは「果たさなければならない」、ここはきちっとした意思ですので、少しまたここは事務局のほうで調整をとってやらせていただきます。ここだけは我々の意思を入れようということで「果たさなければならない」と。後のほうとの関係がありますので、余り強弱があっても問題があるかと思います。少し、またこれは条例をきっちりつくる段階もありますので、そこでもう一度今の御意見はちょうだいをして調整をさせていただきました

と思います。議会運営で一番大事なところでございます。語尾の言葉は確かにいろいろ重要な点がございしますが、余り意思を強くというのも今の段階ではというのがございましたので、じゃ、語尾の問題、それからあと、政策立案、提言を付与するという問題でこの項については確認をさせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

次に、それに関連して、先に12条の行政の監視・評価というところでございます。4条とも何か重複するような項目になっておりますが、一応議会としては改めて議会の運営だけではなくて、基本条例上では新たに1項きちっと起こして、行政への監視・評価というものをするんだというふうな意思のあらわれとして12条が残してございます。同じような文言が4条に入っております。これはあくまでも議会運営の原則ということですので、改めて12条を起こそうということでございます。

それから、あわせまして御議論いただきたいのが13条と12条が非常によく似ているということで、4条をめぐっていただいた裏に12条、13条、この13条については要らないのではないかというふうな理事懇での御議論もございましたので、ぜひこのところ、一応12条については残すことによってきちっと行政の監視・評価については明文化をしておこうという考え方、それと、13条については4条、12条でダブってくるので、改めてここにまた政策提言というものを入れる必要はないのではないか。4条のほうでこれを押さえてあるのでちょっとくどいのではないかというふうな御意見がございましたので、12条、13条に関連して皆様の御意見をちょうだいできればというふうに考えております。

まず、12条を残すかどうかという問題、それから、あわせて13条の削除の必要性ですね。理事懇ではなくてもいいのではないかというふうな御議論をいただきましたが、要はダブっているというふうなことでございます。12条、13条を合わせての考えで結構でございますので、御意見がありましたら、一応こちらの案としては13条は削りたいということでございますが、残せというのか、削っていいのかという結論はいただきたいなと。それから、12条のほうは残したいという考えですけど、どうでございますか。

森美和子委員。

【森委員】 12条に関しては4条で押さえてあるにしても、これが一番やっぱり行政の監視・評価というのは大事な部分だと思いますので、改めて置く必要はあるかなと思います。それから、13条に関してはやっぱり重なる部分があるので、ここは私も外していいのではないかと思います。

【竹井委員長】 ほかに御意見があれば。

宮村委員。

【宮村委員】 全く一緒なんです、同感なんです、先ほどの文章の修正で「発揮する」という表現に一応変えるならば、私は13条はやっぱりしつこいなという感じがしますね。13条はもう要らないんじゃないかなと。4条の2項で「発揮する」という表現に先ほど一応提案させてもらったんですが、「される」よりも「する」ということでいくなれば、もう13条は要らないんじゃないかなと思いますけど。

【竹井委員長】 わかりました。4条の2項を「発揮できる」というふうにもう少し意思を若干きつくして、そういう表現のもとで13条については改めて書く必要はないというふうな御意見というふうに聞かせていただきます。お二人、一応、理事懇側で議論させていただいたのでいいのではないかとというふうな御意見を出していただきましたけど、よろしゅうございますかね。特段御意見はないので、お二人の意見を尊重させていただいて。

【小坂委員】 議案の修正とか決議とかの表現がうたわれてないな。監視及び評価はあっても議案の修正とか決議を通じて市長に対し提言するという表現がないかなというのと、12条の評価を明らかにするというのは、これは議会がするのか、市長がその評価をするのか、議会が責務を評価するの。議会が主語か。ということは評価を議会がしたものを公表するという評価をだすということか。

【竹井委員長】 1点、まず、今、小坂委員のほうから12条の評価というふうな御発言がございました。これも理事懇のほうでも議題というか、話題になりました。評価をどういうふうな形でやるのかと。これはもう非常に重要な、決算評価というか、決算の委員長報告ぐらいしか今はありませんので、この辺についてはどうするかはまた条例に乗ればどんな形で、これは評価というのは市民に向かっての評価ということじゃなくて、行政に対する評価を、今の段階では特に決算の委員長報告ぐらいしかないもので、そこをどういうふうに厚盛りしていくのか、これは少し議会の中で議論をいただかんともまずいのではないかなと。ちょっとここだけでは議論しにくいので、どんな方法でその評価というものを今後あらわしていくのか。

【小坂委員】 議会が主体であるけれども、評価の中身というのは執行部で出したものとして出すのか、議会の姿勢として出すのか、評価の中身については。

【竹井委員長】 今後、評価については議論が要るかなというふうには考えております。どんな形でこの評価というものを形にしていくのかというのは、少しここではまだあいま

いとしています。特に三重県のものを使っていますので、決算審査報告についても、例えばもうちょっときちっとしたものをつくっていくのか、例えばインターネットで公表していくとか、そんなような少し具体的なものは必要性があるだろうというふうには考えております。

13条について、少し条例の制定、議案の修正、決議等を通じてという言葉があるので、これも残しておいても特段問題ないのではないかというふうな御意見も今小坂委員からちょうだいをいたしました。少し悩ましいところで、議会運営に入れるのか、ここに行くのかと。これは意思のあらわれのところでございますので、皆さんのほうで二重表記みたいなものでもいいのではないかということならそれでも結構でございます。理事懇の中では少しくどいかなということで、削除の方向で一週議論していただくかというふうには。

【小坂委員】 修正もあれば改廃もあるわけや。条例を制定するのも改廃もあるわけやわな。それについて議会が修正、訂正だけやなしに、否決もあるわけで、修正もあるか知らんけど、改廃もあるわけで。条例は制定ばかりやなしに、改廃もあるわけやで。

【竹井委員長】 少し前回の議論の中で削除したらどうだというふうな発言があったので、これは議論はさせてもらっていますけど、どちらでも、極端に言えば、皆さんの意思ですので、これは。提案する段階で議会運営の原則とこの12、13をまたさらに明記することによって議会の意思をもっと強固にするというふうな表現でございますので、よその市はあります。今見ましたら、三重県がこういう形を今とっていますので、亀山としてはそういう三重県型の、要は1項起こすことによってきっちり役割を明記するという考え方ですので、少しそういうことが重要なので、逆に置いてもいいのではないかというふうな御意見でございますので。

宮村委員、どうぞ。

【宮村委員】 だから、言葉の単語の表現でいくと、政策立案と政策提言と広義的にといるのか、広く表現をするのであればダブると、しつこいなという感じがしますが、もうちょっとこの13条を、先ほどの条例は別につくるばかりじゃないもんで、変更もあるというのも、改廃の話が出ています。そういうところで具体的にもう少し「等」というの、「決議等」でいろんなものが含まれるという意味なんでしょうけれども、もうちょっと具体的に条例の改廃とか、そんな表現、表現というたらおかしいですけど、そういうことも入れるならば、別にダブることは、ないよりダブるって、そんな言い方はいかんですけど、ダブっておいても問題は全くないと。ただ、ちょっとしつこいかなという意味です

のでね。非常に具体性をもうちょっと、中身に対してですね。

【竹井委員長】 森委員、どうぞ。

【森委員】 逆に、4条の2項の中にそれを盛り込むということは考えられないのか。

【竹井委員長】 じゃ、ちょっと今読みながら、4条の特に2に絡むものなんです。4条の2に事務の執行の監視及び評価というものと、新たに追加しました政策立案、政策形成、これの事務の執行の監視機能というものが12条で、新たに追加した政策立案、政策提言というのが13条になってきます。さらに、それをもっと補完する意味からもし考えれば、12条は評価というものを明らかにしなさいというふうに、ここは議会運営の原則じゃなくて、議会がこうしなさいよということが1項、それから、13条に関しては政策立案、提言機能というものは何ですかということ、13条で多分ここでいう訂正や修正や決議というものを使いなさいというふうになっているので、そういう見方からすれば、4条を補完する形で12条、13条を置くという考え方もできるのかなと。ちょっと今皆さんのほうの議論を聞きながらそういうふうに思いましたので、入れ込むと多分ますます複雑になって、わかりづらくなるので、シンプルに4条を補完する意味で12条、13条、それぞれ行政の監視機能というものと政策提言機能というものを12条、13条でもうちょっと内容を明記するというふうに分離すれば逆にわかりやすくなるのかなというふうな、ただ、分離することによって我々の役目も相当これはまた厳しくなるというか、特に評価機能というものをどうするのかということと、あと、政策提言機能というものをどういうふうにもたやるのか。でも、これからの課題ですので、余り低いほうの位置で条例をつくるよりも少しハードルは高目にしたほうがいいなという気もしますので、要らないのではないかということ……。

服部副委員長。

【服部副委員長】 4章の表題が「議会と市長の関係」になっていますので、ここで明らかにしたいのは、市長に対して議会はこういう立場に立つよと、こういうことも議会はできるぞということをやっぱり示す章ではないかなというふうに理解をしています。

前回、13条がもう要らないのではないかという発言を私がしたのは、小坂委員の指摘でちょっと気づいたんですけども、いわゆる後半部分の政策立案及び政策提言の部分だけをとらえて、これなら別に何も、市長に出すだけやから何も書くほどのことでもないやないかという意味で言わせてもらいました。けど、言われたように、条例の制定、議案の修正、決議、こういう部分というのはやっぱり市長に対して議会がこれだけのことを

できるんやということを示す意味ではやっぱりこれは必要かなというふうに思います。だから、基本的な考え方として、議会と市長の関係はこうなんやと。議会にはこれだけの権限もあるし、それだけのことをしなきゃならんというような、そういう意味でとらえるならばやっぱりうたっていいんやないかな。これをあえて4条に持っていくと、運営の問題ではむしろないであろうと。むしろ議会と市長との関係を明らかにする。その中で議会のいわゆる立場というのか、それを明らかにするという意味からいくとやっぱりこっちに置くべきやないかなと、そんなふうになんとなく前回の発言を訂正したいと。

【竹井委員長】 今まとめみたいな話をさせていただきましたが、4章の起こしですので、議会と市長の関係というところの一番大事なポイント、このポイントは第2章の議会運営にも入れ込んであると。ちょっとくどくなっているんです。ですから、私としては12条は何としても起こすべきだという考えで提案を、13条も同じスタンスからいけば、皆さんがくどくないよとおっしゃってくれば、これはこの位置関係の中で書くべきだと、もともと原案には入れてございますので、大分いろいろ議論していただいて、当初私の提案の仕方が削ったらどうだというふうに提案をさせてもらったので、ちょっとその方向に流れましたけど、2つのテーマをそれぞれ明記すると。ですから、監視機能と政策形成機能というものをそれぞれ独立して置くと。確かによく読めば三重県もきちっとつくってあるなという感じもしますけど、これはよその市ではこういう格好は入れておりませんので、少し我々としてはハードルを高く臨みたいというふうに考えますので、一応原案のままで今回は、少しそういう御意見というか、機能的にはそのほうがよくわかりやすいかなという気がしますので。原案のほうでやらせていただきたいと思いますが、申しわけございません、ちょっと削除というふうに先走りしましたので。

森委員、どうぞ。

【森委員】 そうであるならば、さっき小坂委員がおっしゃった議案の改廃、そこまで明記をするのかどうか。議案じゃない、条例の改廃、その議論が要るかな。

【竹井委員長】 鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 その中の「決議等」ということが、これ、議案の改廃も含むのではないかという判断をしていますので、現行のままでいいと思います。

【竹井委員長】 議案の修正がありますので、議案の中にも当然条例案もありますので、これまではほとんどやったことがないテーマです。これからは必要だろうというふうに考えて、「議会は」ですのでね。これ、「議員は」ではありませんので、あくまでも議会の

意思としてこういうことができるぞということですので、一応原案でやらせていただきたいと思います。細かい疑義についてはまた修正できますので、あくまでも原案としてつくっておきたいという考え方でございます。

一応、じゃ、第4章の市長との関係という大きなテーマの中の条項でございますので、少し私のほうが先走って削除というふうな発言をさせていただきましたが、行政の監視評価、それから、議会の政策形成、提言という機能はそれぞれきちりとここにうたい込むということで確認をさせていただきたいと思います。

次に、同じ4章の市長の提案説明の中で予算、決算の審議についても少し明記をさせていただきました。わかりやすい施策別、または事業別の説明を行うよう求めると。この前の予算説明会でも少し資料も従前よりはふえておるような気もしますが、予算、決算の審議についても市長には求めていこうという姿勢でございます。ここについても御意見がございましたらちょうだいいたしたいと思います。ただ、内容的に向こう様がお受けになるかどうかという問題がありますので、これを決めれば我々としてはそれを要求していくという立場になるうかと思えます。よろしいですかね、予算、決算を追記するということで。大体ほほ他市の例もこのような形で7項目にわたる背景も書いてございましたから、伊賀市なんかも新たに追加して、予算、決算での資料の説明というのも入っておりますので、そこら辺、追加をさせていただきました。特に御意見なければもう市長等の提案説明、少しこれからこういうものが要るよということで議会側も姿勢を……。

(発言する者あり)

【竹井委員長】 これは各委員会でございますので、これもたびたびと資料提出は求めてきて、ほほ求めたものは出ておりますので、皆様のほうの強い意思によるものについてはほほ出てきておりますので、従前よりは随分資料の提出もスムーズになったなというふうな感じはしています。ここでまた条例で1本押さえることによって根拠が今度は出てまいりますので、また細かな議会運営や委員会については議運のほうでお願いをしたいと。

一応、市長等の提案説明についてはこのような内容について必要ですよということを条例に明記するという確認をさせていただきたいと思います。

それから、もうちょっとやらさせていただきます。第5章の自由討議の部分については、以前、小坂委員からも少し自由討議だけでいいのかというふうな御意見もあって、これも理事懇で少し議論をさせていただきました。ほかの大学の先生の文章とか、さまざま見て、やっぱり自由討議は外せないなということで、ただ、自由討議だけでは対象がわかりづら

いだろうというふうな多分御意見だったと思われましたので、原案でございます「議員間討議」を「議員間の自由討議」ということで文章の整理をした上で、やはり議員相互間の自由討議という少しフリーな感覚も、余り1つのテーマに特定した議論だけではなくて、緩やかな議論ができるような、そんなイメージを持って、事務局からもそういう提案がございましたけれども、少し幅を広げた討議というイメージの中でも自由討議という言葉でここについては入れさせていただいた。これは委員会における討議という意味ではございませんので、例えば大きなテーマを、県みたいな例えば博物館をやるとか何かをやるときにこういう場面で広く議論をできるという、そういう意味のこともできますので、市政に関する重要な施策ですので、そんな意味合いを入れて、こちらのほうとしましては理事懇の中で議員間の自由討議という言葉で整理をさせていただきたい。自由討議についても入れさせていただきたい、そんな考え方でございますので、これも御意見がございましたらちようだいをお願いしたいと思います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 ありがとうございます。自由討議については議員間という言葉で1個入れて、少し対象を明確にした上で討議の幅を広げるという意味合いから自由討議という言葉を入れさせていただきます。

次に、政務調査費について、これも前回、会派なのか議員なのかという議論をちょっと長い時間やらせていただきました。政務調査費の交付に関する条例というのが策定してございまして、その中に第2条、交付対象があります。そこには「亀山市議会における会派」というふうに明記がされておまして、括弧書きの中で、これはまだ改正しておりませんので、所属議員が2人以下の場合を含む(以下「会派」)というふうに書いてあります。ですから、政務調査費の条例でいう会派とこの基本条例でいう会派と若干今ずれがございまして、ここの政務調査費については条例でいう会派を使わせていただくということにさせていただきます。そういうことで「会派及び議員」という主語を「会派」ということで統一していただくというふうな考え方にさせていただきました。あくまでも条例上は会派に交付をするということになっておりますので、「会派及び議員」というふうには書いていないということもありますので、そこを尊重しようというふうな考え方でございます。

それから、3点目の「積極的に公表しなければならない」というところも少し議論がございまして、ここでいう「積極的に公表」については、先ほど事務局からも説明がありま

した。議会側が主体的に公表をしていくという考え方であります。情報公開は今ありますので、これは情報公開にのっとって手続をしていただければ、閲覧、またはコピーというふうなこともとれますので、ただ、議会側が主体的に公表していこうではないかというふうな考え方でこの3については押さえてあります。ですから、あとは情報公開条例に基づいて手続を進めるといふことの方でございまして、これについてもどのようなことをやるのかというのはいささかここでは議論はしにくい内容ですので、例えば議会運営委員会とか、情報公開も代表者会議の範疇になっておりますが、そういうところでどのような資料を公表していくのかについてはまた議長さんのほうにゆだねなければならないというふうな考え方をしております。そんな考え方ですが、ここでいう公表というのはい。

(発言する者あり)

【竹井委員長】 公開と公表は使い分けをさせていただきました。

まず、会派の考え方、これはよろしゅうございますかね、これで整理をしたということ。ちょっと突然ここだけ条例のところは括弧書きが出てまいりますけれども、御意見、よろしいですか。

公表については今後考えていただくということになりますので、例えば図書室に政務調査費の決算の報告を置いておくとか、勝手に見られるとか、そんなようなイメージです。公開コーナーを置いて、そこで見られるようにする。それを公表というふうな扱おうと。これはもう議長さんのほうにお願いしないと、ちょっとここではどの幅まで議論できるか、できませんので、そんなような考え方です。よろしゅうございますかね、一番市民の関心の高いところですので。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 ありがとうございます。じゃ、会派については条例の会派を使わせていただきます。それから、公表については今後また議論を議長さんのほうにお願いして、少しこの条例にあわせてお願いをしたいというふうな考え方をいたします。

それから、1点、これも課題として、17条です。政治倫理の項がございまして、「要綱を規範とし」ということで、これについてもやはり条例化すべきではないのかという考え方はどうだろうか。基本条例が要綱を規範するのではなくて、やはり基本条例に合わせて条例化できないのだろうかというふうな御議論も理事懇でございました。これについてもこちらで結論は出しにくいことではございますが、一遍議長さんにゆだねて、条例化の問題をどうするのか。間に合わなければ要綱にしますとか、意思のあらわれとして条例化

したほうがいいのかというような声もありますので、少しここについては御議論をお願いしたいなというふうに思います。

それから、あわせて、条例をつくる段階までの話ですが、18条も今議員の定数を定める条例はありません。あくまでも合併における告示というふうになっておりまして、これを現の22名で条例化をしていくものなのか、告示のままで走るのかも、提出時期に合わせて、この文章についても条例なのか告示なのかという議論も、これもちょっと議長さんのほうにあわせてお願いをしなければならない内容になってくると思います。ここでは条例と書いてありますけど、今ありませんので、どちらかに統一をするという格好になると、提出時期に合わせてですね。ちょっとこの2点ほどは少し議長さんのほうにお願いをしようかというふうに考えております。

次に、19条、議員報酬、ここも少しいろいろ文章がわかりにくいのでちょっと議論をさせていただきまして、まず、ここについては議会側から提案をする場合の議員報酬の改正ということにまずいたします。当然そうですけど、そういう立場ということから、「市民の直接請求と市長が提出する場合を除き」というふうにきっちりうたい込みました。ということは、要は議会側から改正を申し出るときというふうな立場にさせていただきました。

あとについては、会派と同じように、行革や他市や市政や将来の展望、これは同じものを使わせていただきました。その後、「専門的知見等」ということで余りくどいものですから、参考人制度、公聴会制度と、3つも書いてあるので、これはもう「等」の中で整理できるだろうというふうな議論の中から「専門的知見等」ということで、そういうものを活用しますよということ。

それから、最後に、「委員会又は議員が提案をする」と。提案するのはどこだということを押さえさせていただきました。原案のほうは「議会は提案する」というふうになっておりましたけれども、あくまでも提案者が委員会、委員会はまたこれも条例改正をしないと、会議規則の改正をしないとできませんが、とりあえず議員から提案できますので、ただ、自治法上では委員会からの条例提案ができるようになっておりますので、これについても会議規則の改正が行われれば「委員会又は議員」というふうに、これもまたあわせて議長さんのほうに検討のほうをお願いしたいなと。そんな内容でございます。

ですから、文章については提出者を軸に整理をさせていただいたということでございます。このような考えでよろしゅうございますか。よその例もほとんどこういう形、「議会

は」というところもありますけど、やっぱり議会であるということは非常にわかりづらいだろうと。提出者の視点から条文の見直しを図ったということでございます。よろしいですかね。ほとんどこれを出すということはないですけど、手続としてはこういう手続があるということで明記をしていこうということでございます。

じゃ、もうちょっと残っておりますが、ちょっと10分だけ休ませていただきます。

(休 憩)

【竹井委員長】 休憩前に引き続き会議を開かせていただきます。

ちょっと私のミスで飛ばしたところがございますので、いま一度戻っていただきまして、新しい11条の基本構想に基づく基本計画ということで、基本構想の中には総合計画と基本計画があるということで、ここについては文章の訂正をお願いいたします。

それとあわせまして、前回、各計画の一覧表を提出させていただきました後に、きょう改めて5年以上の計画で法による必置といいますが、これも義務づけのものと市独自によるもの、それから、あと、お金の補助申請にかかわる計画というのも1個書いてありましたので、いま一度事務局のほうに調査をさせた一覧表をお手元へ配付しておりますので、ちょっと説明だけさせていただきます。

西川局長。

【西川事務局長】 それでは、前回に各種計画等一覧表を出させていただいたんですが、その訂正をまずお願いしたいと存じます。

A4が2枚になっております資料でございますが、その2枚目をちょっとめくっていただきたいと存じます。

ナンバー40番なんですが、第1次亀山市交通安全計画という計画なんですが、この名称、第1次というのがついたのと、適用期間が少し変わっております。それから、最後の列ですが、条項なんですけど、この条が誤っていたということで訂正のお申し出が市民部のほうからございました。それから、もう一点、59番目、最後でございますが、これが新たに追加というふうになっております。これが以上2点について改めた資料でございます。

もう一つのほうは、前回提出させていただいた計画の中で5年以上のものを全部で27件、裏面もございますが、27件ございます。これについてももう少し資料を追加させていただいております。

あと、先ほど委員長のほうもおっしゃられたんですが、計画策定の根拠というのを終わ

りのほうから2列目に記載してございます。まず、法律による必置、法律に何々という計画を策定しなければならないというような表現であらわれている計画でございます。それが法による必置というふうに書いてございます。それから、法による任意というのは、何々計画を策定することができるか、そういった表現、できるというような表現になっているものでございます。これが法による任意というふうに書いてございます。それから、法的な根拠のないもの、市による独自のもの、それから、補助金申請に伴って策定したものと、こういう4種類で策定根拠を明らかにしております。

最後の列はパブリックコメントがあるかないかというのを記載してございます。

以上でございます。

【竹井委員長】 この資料の提出については、議決事件の範囲というのが前回は議論をさせていただきました。市によりましては都市マスタープランも議決範囲に入っているものもありますが、今回の基本条例につきましては基本計画だけをまず入れるということで議論をさせていただいておりますが、その根拠となる内容について少し調べておきたいということと、何によってこれがつくられているのかというふうなことの調査をいたさせました。またこれから条例制定後も、今県でもどういふものを議決事件に入れるのかということで知事さんといろいろ議論を県議会がしておりますけれども、私どものほうもこの条例ができれば改めて次にはどんなものをこの議決範囲に入れるのかというふうな議論になってまいります。1つの目安として5年以上のもので、根拠と、あと、パブリックコメントなんかをやっているのかどうかというふうな資料を提出させていただきました。これは確認だけでございますので、また一度お目通しを願いたいというふうに思います。

小坂委員。

【小坂委員】 議決は基本構想だけやね、今、自治法上は。

【竹井委員長】 そうです。

【小坂委員】 そうすると、提案で入れるか入れんかということを決めるということ。自治法上は構想だけやわな。基本計画と実施計画は入ってない。そこへ法に基づく基本計画を入れるということか。

【竹井委員長】 1本入れたいということなんです、基本計画はね。

【小坂委員】 それはええんかな。自治法上で定められた以外のものを条例で定めることは。

【竹井委員長】 局長。

【西川事務局長】 当然、地方自治法96条第2項には追加することができるように自治法そのものに規定されておりますので、その中に執行権を侵さないものであればいいということなので。ですので、実施計画なんかを上げるというのはちょっといかがなものかと思えますんですけど、長期にわたる計画であれば執行とは違う意味合いがございますので、そういう意味で一応事務局として5年以上のものを、5年はちょっとどうかとは思いますが、長期にわたる計画だけは上げさせていただいて、それであればこの自治法で追加できるというふうな判断をしております。

【竹井委員長】 今、小坂委員から、法に基づく議決は基本構想だけだけれども、基本計画も今回入れるのかというふうなことでございます。一応、よその市の例等も見ながら、とりあえず議会としては1項基本計画の範囲ぐらひは追加をしたいということで今回原案には入れて、これはまた向こう様との折衝も、県と同様に、県は今戦略計画を入れるということで相当長丁場の議論があつて。いよいよ、あれもたしか執行の範囲というか、予算の範囲と計画の範囲とありますけど、ただ、他市の例はほとんど基本計画までは入っていますので、都市マスタープランを入れてあるところもありまして、一たん亀山の議会としては基本計画を入れようという意味でございます。また、これは議会と首長さんとの折衝は多分入ってくると思います。一応原案としては入れたいということでございます。御理解のほうをお願いしたいというふうに思います。これはまた交渉事項になっておる。

ですから、5年以上というもので一たん整理をさせていただきまして、こんなものがありますよという、その中から今後我々の議決範囲というものをどうしていくんだということも、首長さんは大変嫌がる内容ですけど、都市マスタープランを入れてあるところもありますので、今パブリックコメントをやっておりますけれども、これも議決範囲に入れば議会で提出されて我々がその是非を問うということになりますので、この辺については議会側と執行部との調整を重ねながら議決範囲をどうするのかという議論になって、とりあえず原案としては入れてございますので、少し意思のあらわれとして、ただ、議論上は大体構想と基本計画をあわせて議論をしていますので、やりたいということでございます。

それから、次に、反問権の問題です。一番重要な反問権の付与、14条ですね。反問権の付与については、ナンバー6の資料をもしお持ちでしたら、今のところ、伊賀市、栗山町、流山、小松島が反問権が入っていると。伊賀市のほうには問い合わせをしましたら、今のところ、市長さんからの反問はないというふうな答弁をいただいたということでございます。ここについて亀山市議会として市長等の反問権を付与するのかどうか、一応原案

は付与ということで入れてございますので、御議論をお願いしたいと。議長の許可を得てというふうにはなっておりますので、いつでもできるというわけではありません。

これはそれぞれの委員、議員に対する質問に対する市長等ですので、部長もあるかも、基本的には市長だと思いますが、反問できるということですね。その議員に対してどういうふうにお考えですかというふうに聞けることができます。これは委員会も本会議も両方ですので、そういうことを委員お一人お一人が受けとめるかどうかということ、これは議会として受けとめるのではありませんので、発言した側が質問を受けますので、その人が今度は答えなきゃいけません。ほかの人が、いや、こういうことですよとできませんので、それぞれが責任を持ってお答えをしなければならないと。よっぽどのことがない限りはないと思いますけど。

宮村委員。

【宮村委員】 これは必要やと思いますよ。というのは、質問する側にも、そんなことはないと思うんですが、やっぱり質問する以上は責任を持った質問をしていると僕は思うんですわ。だから、数字にしても間違った数字を言ったりとか、自分の想像とか、想定してという質問はないと思うんですね。やっぱり事実に基づいて比較してどうなのとか、提案したり、これは全く違うやろうと。そんな意味からいったら、やっぱり責任を持ってしている以上は、市長からどうですかと言われたらまた責任を持って答弁するのが当たり前で、一方通行というのは私は片手一方で、これはぜひとも入れておいていただきたいと。

【竹井委員長】 条例原案ができて、多分最後は全協か何かでもう一度もんでいただきますので、多分その中の議論にもなるかとは思いますが。ここの委員会で決まったから、じゃ、それがオーケーかどうかはわからない。ただ、案として入れるかどうかということです。入れておけば議論になります。入れなければもう最初から議論はないということですので、できればこのあり方の中である程度方向を出していただいて、また改めて条例については全員の場合で何回か協議しなきゃいけませんので、そういうのをまた意見もちょうだいをして最終案ができ上がるというふうにご検討しておりますので。

【服部副委員長】 「市長等」というこの「等」はどこまで含むのか。例えば副市長もオーケーなのかとか、「等」という範囲をやっぱりしておく必要があるのかなと。条例はこれでいいと思うんですけれども、やっぱり範囲はきちっと押さえておく必要があるかなと思いますけど。

それから、頭の「会議及び委員会」は本会議かな。

【小坂委員】 条例全体は、議会は、議員はという全部流れで、反問権は執行部にあるわけやろう。

【竹井委員長】 そうです。

【小坂委員】 あえて執行部の権限をここへ書いて、議員みずからの基本条例、議会みずからの基本条例やのに、反問権だけが執行部側でいらんかなと思うけど。こんなんいらんかな。別に反問権を、反問権というのはこの議会の基本条例に反問権だけが執行部の権限に属するというので、ぼくはやに。反問権というものは執行部にあつて、議員にあるわけやないので、全体をずっと見ておつて、我々みずからが議会として、議員としてという立場でずっと流れてくるのに、反問権だけは反問権を付与することができるとか、議会が付与することができるとなつておるけど、反問権とだけで書いてしまうと執行部なのかなというちょっと不自然さを感じるんやけど、反問権を付与することができると書いてあつたら、議会の権限で反問権がありますよと、執行部にという表現にならんのかなと。

【宮村委員】 全く一緒に、反問することを議会としては受けることができますよと、全く一緒のことですけど、何かちょっと表現を、主役というのか、立場が、位置づけが「議会は」となつていますもんで、そうしたら、反問権を認めてもいいよとか、受けることができるとか、何かそういう表現のほうが私もいいと思います。

【竹井委員長】 暫時休憩します。

(休 憩)

【竹井委員長】 再開させていただきます。

ちょっと反問権についてはもうちょっと、文章のよその市の入れ方がちょっとあるような気がしますので、ちょっと調査をさせていただきます。

次に、20条の部分ですね。継続的な議会改革の推進ということで、このような、名前は仮称になりますが、こういう会議の場を設置したいというふうな提案でございます。今こういう改革の場というのが代表者会議であつたり、議運であつたりとしておりますので、条例全体を見直す場ということで少しこういう専門的な機関を置いたらどうかというふうな、要は常設ですね、これは、日常的に置きたいというふうな考え方で1条起こさせていただきましたけれども、これについて設置の有無の御議論をちょっとお願いしたいと。従来どおり、代表者会議、または議運でいいということであるのか、これは県がこういうふうな形できちっと置いてありますので、形を置きたいということによろしいですかね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 ありがとうございます。ちょっと名称についてはまた後で整理をさせていただきますが、じゃ、設置するということで。

あと、事務局の関係は体制整備、図書の実充と。図書の充実は一部、以前の議長さんのときに予算をとっていただきましたので、今年度ですね、22年度かな、ちょっと図書室の整備も図らせていただきますけれども、手狭ですのでなかなか大きいことはできませんが、入っているということで、体制の充実ということ、これも明記をしたいと考えます。特段これもよろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 これも議長さんのほうとの調整になりますので、お願いをして。

あと、最高規範性という問題です。これもよその市は大体ほぼ議会基本条例によってほかの条例も制御していこうといいますが、準拠していこうというふうな考え方の中で我々が作った条例ですので、議会運営における最高規範性を持ちたいということで書いてございます。これについても御意見があれば、これについてもほとんどの市町は条例が入れていると。我々が作る条例ですので、どこに位置づけしてもいいわけですけど、よろしいですかね、これも。一応置きたいと。ですと、あと、会議規則、さまざまなものがこれに準拠して動いてまいります。これもまた交通整理をせないかん内容もいっぱい出てくると。

最後に、見直し手続も先ほどの常設的な見直しの機関を置くということで、この条例上ではそこをお願いをしたいかなと。ただ、具体的に出てくれば、またこれは議運に諮ったり、さまざまな手続が入りますけれども、日常的にはその会議を利用して行いたいということで、議運を抜かさせていただきました。議運のメンバーには申しわけないですが、ちょっと議運だけじゃなくて、もっと多くの人で議論できないだろうかということで、少し条例はこちらのほうを見直しさせていただきました。考え方は24に絡むということでございます。最終手続はどこになるか、またこれは別になります。

小坂委員。

【小坂委員】 この議会改革推進会議、これそのものはこの24条の中身を検討することになるのと違うのかという気もする。

【竹井委員長】 一応そう考えております。

【小坂委員】 だから、20条にこの中を入れるか、それか、もう24条に講じるものとして議会改革推進会議を置くというふうに。この中身を置いて、この条例の改廃を適正

にするために議会改革推進会議を設置すると。

【竹井委員長】 手続規定ですわね、これ。手続規定やね、ここは。ちょっとそこら辺はとりあえずちょっと調整を……。

【小坂委員】 この中身を、見直しの手続そのものは改革会議で。

【竹井委員長】 今入れてありますのは手続規定を入れたほうが明確ではないかということで、ちょっと確認をさせてもらって、条例上で必要な手続であれば入れないとちょっとまずくなりますので、一たんここは手続規定って置きます。入れていけるのであれば、手続規定が必要かどうか確認した上で報告させていただきます。

先ほどの反問権の問題は4章の議会と市長の関係の中に項として置いてあります。条として起こすのではなくて、例えば流山の内容ですと、議会と市長等との関係と1項置きまして、その中に3の項として、会議において議員は一問一答方式を積極的に活用し、市長等は議長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。要するに項として起こしてあると。条としては起こしていないと。ですから、入れるとすると項の中にこういう部分を1項入れて、ただ、反問権付与がいいかどうかという議論をまず皆さんのほうに確認をして、よろしいですかね。多分ほとんどのまちがそうだと思います。

先ほどもちょっと言いましたように、議会と市長等との関係という今4章がございますので、その中に先ほどの流山ですと、会議における議員と市長等との質疑応答は論点及び争点を明確にしなければならないと。その後先ほどの文章が入ってくる。ですから、議論のあり方を明記した上で、議会側のほうの、議員側のほうのやりとりの問題とそれの延長線上に市長は反問できるよという、そういう文章の流れをつくらせていただきます。1項起こさせていただきます、条じゃなくて。それを早急につくって、また皆さんのところに配付をさせていただきますので、一応それで確認をお願いしたいというふうに思います。

じゃ、反問権については認めようということで、「市長等」ということはありますけど、伊賀市の例なんかを見ても、本会議や委員会に出席を要請したというふうなことが書いてあります。基本的には部長、副市長、市長というぐらいのところになります。これはまた違うところできっちり議論はさせていただこうと思いますので、少し私のほうの、事務局のほうの少し準備不足もあって、反問権で1条起こしてしまいましたけれども、市長との運営の中で項として起こさせていただいて、その中に反問権付与、それから、主語もよくわかるようにさせていただこうというふうに思います。

それから、最後の手続規定については確認をした上で、手続規定、必要がないというこ

とであればもうここでいうふうなこともできますし、やっぱり条例上手続き規定が必要だということであれば、先ほどのものを入れて手続き規定として入れさせていただきたいというふうに考えます。

一応、長期にわたりまして、2年近くかかって、最後は少し駆け足的になりましたが、最初の1年は相当皆様には御苦勞をいただいて、大変重い議論の中から少しずつ扉があいてきて、一気に何か駆け足で最後は抜けてきたような議論になりましたが、やはりさまざまにこれまで議論をいただいたことがあとはスピードがついてきたと。加速度的に議論も進んだということ、大変感謝を申し上げたいというふうに思います。一応あらかたの議論はこれで終わらせていただきましたので、これを原案としてもう一度精査をする時間必要になりますし、コンサルも来ていただいておりますが、逐条解説という問題も1個つくって、この条例の内容の説明も要りますので、そういう準備もいたしたいというふうに考えております。

そういうこともございまして、一たん2の項を閉じた後、その他ということで、一応、今まちづくり条例の提案がされておりますが、そのときの座長をしておられました四日市大学の岩崎教授のところに、以前、まちづくりとの懇談の中で議会基本条例はどんなものになるんですかというふうな御質問もありましたので、一度あらかたできたらお邪魔をしようというふうに予定をしておりました。きょうの会議が終わってと思ひまして、25日にうまいこと向こうが時間をとれましたので、正副委員長と一緒にこの原案を持って少し御説明に伺いながら、少し不備な点等、まちづくりとの関係がございまして、条例との関係、少し調整はいたしていこうというふうに考えております。

それから、あと、コンサルのほうの逐条解説の問題、それから、あと、法的な流れの問題等、またこれも事務局で整理をしながら、3月末にはいま一度この条例案の内容を一通したものを皆さんのほうに御提案をしたいというふうに考えております。ですから、岩崎教授のところへの訪問については御確認をお願いしたいというふうに思います。正副委員長で行ってまいります。よろしくお願いをしたいと思います。

それから、あと、さきに3月の定例会委員長報告が議長のほうから話がございまして、一応簡単にこれまでの経過と、それから、6月ぐらいをめどに提案主体ぐらいは入れたいというふうに考えて、きょうも午後から自治会連合会の会議もありますので、余りずると目標のない日程ではまずいと思いますので、6月定例会をめどぐらいに条例主体ぐらいは少し入れさせていただきたいというふうに考えております。そのことがまた、最終日

はテレビでは流れておりませんが、きょうの午後の会議にも絡みますので、これについても御確認をお願いしたいと思います。

それから、あと、次回開催については3月末で何とかもう一回やりたいということで、30日に研修会が延長になりまして、午前中からございますので、まことにお疲れのところ申しわけありませんが、午後から最終的な条例案文の確認と内容確認についてお願いをしたいと。余り議論することはありませんけれども、最終的なこれでちょうど締め、丸々2年間の締めになりますので、お願いをしたいと思います。30日の午後からお願いをしたいと考えておりますので、御予定について一度確認をお願いしたいというふうに思います。

あと、もう一つ大事なものが残っておりまして、実は条例をいろいろ議論した中でさまざまな改正、いろいろ変えていかなければならないものがいっぱい出てきておりますので、その辺の、3月に間に合えば一番いいんですけど、間に合わなければ4月までにどんなことをこの条例ができることで変えていかなければならないというふうなことも整理してくれというふうに言っておりますので、これは水野議長に申しわけない、ほとんど議長さんのところに回っていく課題になりますが、それも整理をした上でまた皆さんのほうにも御提出したいと思います。こんなことが今後議論しなければならないということも頭に入れていただきたいなというふうなことでやらせていただきます。

以上、今回予定しました内容については以上ですべて終わりました。

水野議長、どうぞ。

【水野議長】 熱心に御議論いただきまして、ありがとうございます。

いろいろ宿題をいただいて、きょうの論議の中でも政治倫理条例の制定とか、定数条例、それから、会議規則、これは議員報酬に関するのですが、委員会議員提案というものをどうするべきか、それから、議会改革推進会議というものをつくることになると規則が必要じゃないかと思ったり、そういう意味でほかにもあるかもしれませんが、事務局で精査をしていただいて、タイミングとしてはある一部のものはやっぱり同時に出したほうがいいのではないかなというふうな気もしますので、3月議会が入ってくるので、4月、5月でそこら辺の現在あるものを形を変えるとか、そういうものもありますので、そこら辺を整理して、同時提出できるものはするということで考えていったらどうかなというふうに思っていますので、また、どこでその原案をたたき台にするのか。例えば政治倫理条例ですと、委員会がございまして、そこら辺で中身の審議をしていただき、議会に關

る条例制定等については、議会運営については議会運営委員会になってくるので、あるいは代表者会議の中でどういう扱いをしていくのかというもろもろの問題について検討していきたいと思っていますので、委員長さんと歩調を合わせてそこら辺は進めていく。

それから、ちょっと感じましたのは、やっぱりこの基本条例が市民向けの議会のアピールでもあるとは思っておりまして、そういう意味ではここでいうタイトルというか、項目というか、何条の頭につく項目というのが非常に大きな意味を持っているという、ぼっと見た場合にとおもいます。だから、きょう残したというような話もございました。例えば行政の監視・評価とか、あるいは政策形成、政策提言というようなものもある意味ではダブってくるというものも基本的には項目だけ見るとあるんです。ここでは具体的にそういうものが書かれているという意味では、市民の皆さんがこの基本条例を見たときに議会の態度を示しているなというものがここに書かれているというのが非常に大事だと私は思っておりますので、そこら辺を含めてまた、もう大体できておりますけれども、ほぼそういう方向で来ていただいておりますので結構かと思っておりますが、そんな感じをしておりますので。

あとの作業については、また皆さんも御協力いただけますようお願いいたします。

以上でございます。

【竹井委員長】 一応ぽつぽつと議論をずっとしてきましたので、一回3月にはきちっとしたもので、間に合えばある程度解説みたいなものもやって、そこでやっぱり今おっしゃったような流れの悪いものとか、言葉の表現がわかりづらいもの等、またそれは細かく微調整はやらせていただこうと思います。少し3月議会を挟みますので、どこまで資料がまとまるかわからないんですけども、何とか事務局にはお願いをしたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと。

ちょっと予定より若干早いですけれども、非常にスムーズに……。

宮村委員、どうぞ。

【宮村委員】 実は、正副委員長で岩崎先生のところへ行かれると。まさに私は一番今の旬の話であって、物すごく大事だということで、実はその岩崎先生から、あれ、部会が3つか4つありましたね、あの委員会。3つでしたね。ちょっと名前は出せませんけれども、もう既に全協でまちづくり条例を一応提案されたということは、そのどこかの部長なんですわ、もう既に知っておりまして、ちょっと一言異議があるような電話がありましたんですわ。よく知っていますけどね、人間は。岩崎先生のほうへせっかく行かれるんですから、報告というのか、説明も兼ねて行かれるわけですから、岩崎委員長のほうからその

部会長だけでもちょっと集まってもらって、議会改革、こんな報告を受けたというふうなことをちょっと発信していただくのが、ちょうど定例会、26日にまさに始まりますもので、1つのタイミングとして、単なる説明報告、こちらから行くだけじゃなくして、考える会のメンバーさんにこういう報告、間違いなく説明を受けましたよということをぜひとも発信していただくようお願いしたいなと。そうせんと、我々、一生懸命やっておっても、何や、まちづくり条例と議会改革はもうちょっと後かなとか、何かそんなことを思っているような感じがしますもので、私はその議論は余り好きじゃないんですが、ひとつ岩崎先生にちょっと発信だけしておいてくれと、そんなことを思いました。どうされるかはお任せします。

【竹井委員長】 最終的に市民との打ち合わせというのはやりたいとは考えております。それは全部集めてやるんじゃないくて、まずはまちづくりとの関係は一回やる。自治会との関係もやりたい。こっちはあくまでも私案ですけどね。それから、商工会関係、要するに商工業関係、それから、労働関係、最低この4つは説明をやりたいというふうに考えて、ですから、あと、当然パブリックコメントも入ってきますけど、その段階でまちづくりの方とは会わないと、まだ成案されていけませんので、きっちり固めた段階で少なくとも4月から5月前後には各団体とはお声がけして説明をやりたいというふうに、事務局とはそんな話を、6月とすればやりたいというふうに考えております。ですから、とりあえず岩崎教授が座長としてまとめておりましたので、まちづくりとの関係の中でとりあえずこんなものができましたよという説明はやって、また内容の確認をしてみたいと。まちづくりとの関係ですね、どういうふうにお考えなのかということをやりたいと。だからといって、こっちが変えるということはありませんので、あくまでもこちらの意思としてはこれでいきたいということだけは整理をしていきたい。おっしゃった指摘については今後十分配慮してやりたいと考えておりますので、よくわかりました。

【宮村委員】 委員長が先々まで、そこまで考えていただいているということ、ちょっと打ち合わせもしていなかったものですから、まことにありがたい話です。よろしく願いしたいと思います。

【竹井委員長】 はい、わかりました。

それでは、3月30日を一応予定しながら、本当に長期間、委員の皆様にはここまですっと議論をいただいて大変ありがとうございました。何とかぼんやりと形が、オギャーと生まれたかなというふうな感じをしております。これから丈夫な子に育てていかなあきま

せんので、またずっと皆様にはバックアップのほうをよろしく願いしながら、御議論のほうもちょうだいをいたしたいというふうに思います。

—たんこれで、ちょっと早いですが、21回目のあり方特別委員会を締めさせていただきます。ありがとうございました。

了